

与那原町動物の愛護及び管理に関する指針

令和5年1月

与那原町

□ 指針策定の背景

近年、犬、猫等のペットは単なる愛玩の対象から「家族の一員」として、より深い関わりを持つようになってきました。しかし、多頭飼育崩壊をはじめ飼育放棄（ネグレクト）や遺棄・虐待、より身近なものとしては、放し飼いや飼い主のいない猫などによる糞尿被害など、様々な問題が全国的に発生しています。

与那原町においても、動物に起因するトラブルが度々発生しています。犬の放し飼いをはじめ犬猫の糞尿被害や、最近では飼い主のいない猫による問題など生活環境に関する苦情・相談が後を絶たないのが現状です。

こうした中、本町では「人と動物との調和がとれた共生する地域社会（以下、「人と動物が共生する社会」という。）の実現」に向けて「与那原町動物の愛護及び管理に関する指針」を策定します。

□ 用語解説

動物… 動物の愛護及び管理に関する法第44条第4項各号に掲げる動物（牛、馬、豚、めん羊^{よう}、山羊、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる。そのほか、ほ乳類、鳥類及び爬虫類で人が占有する動物）

飼主… 動物の所有者又は占有者をいう。

適正飼育… 動物の健康及び安全を保持するとともに動物が人の生命等を侵害し、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことの無いようにすることをいう。

第1 基本理念と基本的な考え方

基本理念1

動物の命が尊とうとぶべきものであることを共通認識とする

「人と動物と共生する社会」の実現に向けては、人の命が大切なように、動物についてもその命を尊重し、いかなる場合もその尊厳を守ることが原則となります。そのためには、動物をみだりに傷つけ又は苦しめることが無いよう取り扱うことはもちろんのこと、飼い主においては、その生理、生態、習性等を考慮して、その命を終えるまで責任を持って適正飼育することが重要です。

一方で、人は他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在です。そのため、動物が自然の摂理や社会の条理の中で命を落とすこと、あるいは動物が人に利用、又は使役しえきされることについて、単に疎んうとじるのではなく、その命に対して畏敬及び感謝の念を抱くとともに、この気持ちを動物の取り扱いに反映させることが求められています。

基本理念2

様々な主体が、お互いに連携を図りながらそれぞれの責務を果たす

我々の暮らす社会には動物好きの方もいれば、動物が苦手な方もいます。また、身体的なアレルギーがある方もいます。このように動物への考え方や価値観は、いつの時代にあっても多様であり続けるものです。そうした中で、共生社会を実現するためには、それぞれの考え方や価値観を互いに尊重し、様々な立場の皆様にご協力頂きながら取り組みを進めていく必要があります。

基本理念 3

衛生的な生活環境を確保する

与那原町では、住宅の増加に伴い、動物に起因するトラブル等が度々発生しています。これらを解消していくため、動物の飼い主においては、動物を飼養するにあたって、その社会的責任を十分自覚するとともに、放し飼いや毛の飛散、鳴き声、糞尿等による人の生命等の侵害や周辺的生活環境の保全上の支障が生じないようにする必要があります。

また、最近では飼い主がいない動物への餌やり等に関する問題が増加しています。飼い主のいない動物を慈しむ^{いづく}気持ちは人としての優しさの表れともいえ尊重されるものです。しかし、現状ではこれらの動物や社会に対する責任を考えない、伴わない、いわゆる無責任な餌やり等により地域の生活環境が損なわれたり、本来、伴侶動物であるべきところ、飼い主のいない動物の生息数が増加する等、共生社会の理念に相反する事態も確認されています。したがって、これらの行為を行う場合に関しても、その社会的責任を十分に自覚した上で、周辺的生活環境の保全上、支障の防止等に努めることが必要です。

第2 基本理念の達成に向けての取り組み

町は、基本理念の達成に向けて、動物の愛護及び管理に関する指針を策定し、その実施に努めます。

「人と動物と共生する社会」の実現には、飼い主の適正飼養が肝要となります。また、これから飼い主になろうとする方もこれらについて理解を深め、ペットの飼養を検討することが求められます。

さらに「人と動物と共生する社会」の実現のためには、町民の皆様も動物の愛護及び管理に関する理解を深め、地域社会において「動物は命あるものであり、その命は尊^{とうと}ぶべきものである」という共通認識^{じょうせい}が醸成される必要があります。

町では、2021年に発足したよなばるネコの会等のボランティア団体と協力し、各地域の掲示板へのポスターの貼り付けやパネル展、広報誌でのTNRの実施状況などで情報発信を行っております。



与那原町役場内にて実施

第3 基本施策

「人と動物が共生する社会」の実現に向けて以下の項目を中心に、取り組みを進めていきます。

施策1 動物の健康・安全の確保と地域の生活環境の保全

- 1 適正飼養、終生飼養の啓発
- 2 徘徊犬対応と狂犬病予防接種率の向上
- 3 猫の飼養と飼い主のいない猫による課題の対応

施策2 協働・連携による取り組みの推進

- 1 ボランティア団体との連携
- 2 町民と協働し野良猫の増加を抑制
- 3 多頭飼育崩壊家庭への対応（どうぶつ基金との連携）

施策 1

動物の健康・安全の確保と地域の生活環境の保全

動物の飼い主等に対し、動物福祉を担保するために必要となる、適正飼養、終生飼養等に関することや、地域の生活環境を保全するために必要な事項について普及啓発を行い「人と動物が共生する社会」の実現を目指します。

また、必要と認めた場合には沖縄県動物愛護管理センターと協力し飼い主に対し指導や助言等を行います。

1 適正飼養、終生飼養の啓発

◎目指すこと

- ・動物が健康で安心安全に暮らせる動物福祉の確保
- ・地域の生活環境の保全と他人への迷惑防止

◎方策

- ・飼い主への適正飼養、具体的な手法等の普及啓発

動物の飼い主は、「ペットに対する責任」と「社会に対する責任」を十分に自覚し、動物が心地よく安心して安全に暮らせるよう努めるとともに、動物を飼養するにあたってのルールやマナーを守り、周辺地域に迷惑をかけないように努める必要があります。

また、これから飼い主になろうとする方に関しても、これらを十分に理解した上で動物の飼養について選択する必要があります。

町では、飼い主等のモラルやマナー向上のため、以下の項目等について普及啓発を行います。

(1) 飼い主の心構え等

- ① 動物を終生飼養するように努めること
- ② みだりな繁殖の防止に努めること
- ③ 人と動物に共通する「動物由来感染症」に関する正しい知識を持ち、感染を予防するため、ワクチン接種等の必要な措置に努めること
- ④ 動物の所有者又は占有者が明らかになるように、迷子札やマイクロチップ等の装着に努めること
- ⑤ 災害時に備え、必要なしつけを行い、ペットフード等の物品の備蓄に努めること
- ⑥ 飼い主になろうとするものは、①～⑥をよく考慮し、飼養の決定に努めること

※ペットの飼い主になるということは、今は飼わないという決断も動物への愛情です。

(2) 守らなければならない飼い主のルール

- ① 動物の種類、月齢・年齢等の発育状況等に応じて、適正に^{きゅうじ}給餌、給水すること
- ② 疾病の^{しっぺい}予防や日常の健康管理に努め疾病又は負傷した場合は、動物病院で診察を受ける等の適切な措置を講じること
- ③ ペットを飼養している場合の糞尿等の清掃を適正に行い常に清潔にすること
- ④ 飼っている動物が、道路、公園等の公共の場所や他人の土地・建物を損傷したり、糞尿等で衛生環境を悪化させないようにすること
- ⑤ 飼っている動物の鳴き声、毛の飛散や臭い等により他人に迷惑を及ぼさないこと
- ⑥ 飼っている動物が逃げないように室内飼いに努めること。また、逃げた場合は飼い主自らの責任で速やかに捜索し、連れ帰る等の適切な措置を講じること
- ⑦ 犬や猫の飼い主は、繁殖して適正飼養が出来なくなる可能性がある場合は、繁殖制限の不妊・去勢の措置をすること

2 犬の特性、徘徊犬対策と狂犬病予防注射接種率の向上

【犬の特性】

- 1) 自分のテリトリーに近づくものを警戒し、見知らぬ人や他の動物がテリトリーに入ろうとすると守ろうとします。なので気心の知れない犬にむやみに近づくときは注意しなければいけません。
- 2) 猟犬に必要な特性の一つですが、子供など犬を見て急に駆け出して逃げたりすると追いかけ、咬傷事故につながる可能性があります。

◎目指すこと

- ・放し飼いや徘徊犬等による事故の防止
- ・狂犬病予防注射接種率の向上

◎方策

- ・係留方法や散歩時の注意点等の犬の適切な飼い方の普及啓発
- ・狂犬病予防注射の必要性等の普及啓発
- ・不適切な飼い主への指導

町内で徘徊犬が確認できた場合は、周辺への危害防止や当該犬の安全確保のため、収容を行います。

- (1) 町は、下記に示す場合を除き、事故防止等の観点等から、係留されていない犬の保護を行い沖縄県動物愛護管理センターに収容します。

【係留除外規定】

- ☆警察犬、身体障害者補助犬等とその目的に使用する場合
- ☆制御できる者が、ドッグラン等の施設で訓練又は運動させる場合
- ☆網、鎖等を保持し、その行動を制御した状態での野外での散歩等
- ☆展覧会、競技会その他これらに類する^{もよお}催しのため飼い犬を使用する場合
- ☆生後 91 日未満の犬であり、係留していない状態で制御できる場合

- (2) 本町の狂犬病予防注射の接種率は全国又は県内の平均に及ばない状況となっております。現在、狂犬病の国内での発生は確認されていませんが、発症するとほとんどの場合死に至る危険な病気であり、接種率の更なる向上が求められます。

3 猫の特性、飼養と飼い主のいない猫に関する課題への対応

【猫の特性】

- 1) オス、メス共に単独生活が基本ですが、一定の広さの行動範囲をもちます。
- 2) 行動範囲は、犬に比べて小さく、飼い猫は自宅とその周辺程度です。
メスや去勢されたオスの行動範囲は狭いですが、去勢されていないオスはメスの10倍ほどあります。
- 3) 個体差はありますがメスは生後5ヶ月でも発情します。避妊期間は60日前後で、1年で3～4回出産でき、一度に平均5頭ほどです。
- 4) オスは生後6ヶ月くらいから性行動が始まります。特徴的な鳴き声、尿スプレー、放浪、オス同士のケンカが見られます。メスの発情の鳴き声や尿臭に誘われます。
- 5) 本質的には夜行性で、人間の6分の1の明るさでモノを見られます。
- 6) 1日に2～3回の排尿、1～2回の排便をします。柔らかい土や砂を好み、排泄物を埋める習性があります。
- 7) 自分の存在を示すマーキング行動をしますが、オスは去勢をすると90%近くがしなくなります。
- 8) コミュニケーションをとるため、顔やわき腹を擦り付け、臭いの確認をします。
- 9) 爪とぎをします。
- 10) きれい好きで身体を常に舐めますが、心理的ストレスがたまると、毛繕いの頻度が高くなります。
- 11) 平均寿命は10年で、20年以上の長寿もいます。野良猫、外猫は3～4年とされています。

【飼養と飼い主のいない猫に関する課題への対応】

◎目指すこと

- ・地域での糞尿被害、ごみあさりや道路上の轢死^{れきし}等の環境衛生上の問題の軽減
- ・良好で快適な生活環境の確保

◎方策

- ・飼い猫の終生飼養、適正飼養の普及啓発
- ・飼い主のいない猫への関わり方の普及啓発

本町においては「放し飼いの猫」や「飼い主のいない猫」によると考えられる糞尿等の地域の生活環境の悪化等に関する相談や、こうした猫の道路上での轢死^{れきし}や負傷に関する相談が寄せられており、その対応が課題となっています。

本来、猫については「外で自由に暮らす生き物」という認識がありましたが、今いる飼い主のいない猫の一部は、放し飼いや逃げてしまった飼い猫、その子孫であるという側面があり、最近では、病気や事故、近隣とのトラブル防止の観点からも猫は屋内のみで飼養する事が望ましいとされています。

また、動物愛護思想の高まり等により、いわゆる「地域猫活動」や「TNR活動」等の飼い主のいない猫に関する活動についても認知されてきているところですが、猫の将来や地域の生活環境について考慮しない方法での、いわゆる無責任な餌やりも問題になっています。



地域猫活動：将来的に飼い主のいない猫を無くしていくことを目的とし、地域住民の合意のもとに地域住民が主体となって、不妊去勢手術を行い、糞尿や餌の片付け等を行い、地域で衛生的に管理を行うこと。

TNR活動：飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくこと目的に、捕獲（TRAP）し、不妊去勢手術（NEUTER）を施して元のテリトリーに戻す（RETURN）活動のこと。

本町では、今ある猫の命を尊重する一方、衛生的で快適な生活環境の確保、及び「人と動物と共生する社会」の実現のため、猫の適正飼養や飼い主のマナー、及び飼い主のいない猫を世話する場合のマナーやその社会的責任等を明確化し、猫に関わる様々な主体の皆様に対し、猫との適切な関わり方の普及啓発を行います。また、地域住民、自治会、動物愛護団体や沖縄県動物愛護管理センターと連携し、町内に生息する飼い主のいない猫の実態把握や、将来的にその数を減らしていくために必要な取り組みの実施に努めます。

(1) 猫の飼い主のマナー

- ① 飼い猫の安全の確保や、周辺的生活環境の悪化を防ぐため、完全室内飼育に努めること
- ② 猫は繁殖力が強い生物であることを認識し、不妊去勢手術に努め、適正飼養が可能な数をその一生を終えるまで責任をもって飼うこと
※完全室内飼育をすることで、長寿となり、飼い主のそばで安全安心に暮らせます

(2) 飼い主のいない猫を世話する場合のマナー

- ① 猫の繁殖防止をするため、不妊去勢手術をすること
- ② 周辺地域の生活環境を保全するため、与えた餌及び排泄物の清掃を行うこと
- ③ 猫に関する活動について地域住民に説明し理解を得るようにすること

施策2

協働・連携による取り組みの推進

多様化、複雑化する動物の愛護及び管理に関する課題に対し、動物愛護団体や関連する部署等と協力し対応していきます。

1 動物愛護団体との協働

動物愛護団体との協働により、適正飼育、終生飼育の普及啓発を図ります。また、必要であれば他市町村の動物愛護団体とも協力し、多頭飼育崩壊している方の支援等も行います。

2 町民と協働し野良猫の増加を抑制

地域猫活動を行う上で地域住民の協力は必須です。毎日、同じ時間、同じ場所での糞尿や餌やり、片付け等を行い地域で衛生的に行なわなければなりません。

3 多頭飼育崩壊家庭への対応（どうぶつ基金との連携）

多頭飼育により家庭が崩壊の危機に陥っている情報が入り次第、動物愛護団体と連携し、速やかに不妊去勢手術を行い飼育できない動物については引き取り手を探し、多頭飼育崩壊の改善に向けたサポートを行う。

愛護動物を虐待したり捨てる（遺棄する）ことは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処されます。

- ・愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者
→5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- ・愛護動物に対し、みだりに身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加える、又はその恐れのある行為をさせる、餌や水を与えずに酷使する等により衰弱させるなど虐待を行った者
→1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・愛護動物を遺棄した者
→1年以下の懲役または100万円以下の罰金

犯罪です。



罰則が強化
されました。

動物の遺棄・虐待は

●愛護動物を殺傷した場合
5年以下の懲役または500万円以下の罰金

●愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の懲役または100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律
第4条 愛護動物を殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
第5条 愛護動物に対し、みだりにその身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加える、又はその恐れのある行為をさせる、餌や水を与えずに酷使する等により衰弱させるなど虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
第6条 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



環境省 警察庁